

関連事業等の説明

九州農政局農村振興部農村環境課
生産部畜産課

令和 6 年12月12日

鳥獣被害防止総合対策交付金について (主に侵入防止柵)

令和6年12月

九州農政局
農村振興部 農村環境課

鳥獣被害防止総合対策交付金について

令和6年度版
(R6.4)

鳥獣被害防止総合対策交付金は、
市町村が作成する「被害防止計画」に基づく農林水産業等に被害を及ぼす①鳥獣の捕獲等、②被害防除、③生息環境管理等の取組を総合的に支援します。

鳥獣被害対策の3つの柱

- 鳥獣被害対策は、個体群管理、侵入防止対策、生息環境管理の3本柱が鉄則。
- この3つの活動を地域ぐるみで、いかに徹底してできるかが、対策の効果を大きく左右。

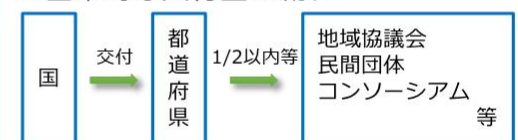


1. 主な事業の内容

- 捕獲活動の支援 (P.3～7,13)
- 侵入防止柵の支援 (P.8～11)
- 生息環境管理の支援 (P.12)
- 処理加工施設や焼却施設等の整備への支援 (P.14,15)
- ジビエ利活用への支援 (P.16)

2. 交付金(事業)の流れ

○基本的な交付金の流れ



**まずは「被害防止計画」を策定する
“市町村”に相談を！**

鳥獣の侵入を防ぐために柵を整備したい！

獣種に応じた侵入防止柵を選択するとともに、設置場所の地形（傾斜及び高低）を踏まえ、柵のつなぎ目や地面との間に隙間が発生しないようにすることが重要です。また、個々のほ場を囲うのではなく、広域的に囲うなど効率的・効果的な整備の実施に加え、設置後は、生息環境管理の実施を含めた地域ぐるみでの維持・管理を続けることも重要です。

(1) 支援内容

侵入防止柵の整備は「新規整備」と「再編整備」が可能です。その施工方法は「直営施工」か「請負施工」の2パターンがあります。なお、侵入防止柵を整備する場合は、捕獲機材（わな）等を一体的に設置すること等が要件となります。

－新規整備の上限単価－

令和6年度から

(2) 補助率

・直営施工の場合

定額（資材費のみ支援対象）

・請負施工の場合

事業総額の1/2以内等

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用	ワイヤーメッシュ柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用	グレーチング
直営	148円/m	1,090円/m	1,970円/m 2,790円/m	1,290円/m 1,950円/m	17.7万円/㎡
請負	391円/m	2,600円/m	5,380円/m 7,620円/m	3,000円/m 4,530円/m	事業総額の 1/2以内

【広域的な整備】

①集落を囲う柵



②山際に沿った柵



【生息環境管理の実施】

柵周辺の雑草の刈り払い



【捕獲機材の一体的な整備】

ICTを活用した捕獲機材等の導入



既存の柵と併せて別の農地にも整備したい！

(1) 支援内容

生息域の変化により新たな被害が発生した場合に、既存の侵入防止柵を一部移設して有効利用しつつ、新たな柵を追加するなどの再編整備を支援します。

【6年度から】

- ・移設部分の上限単価を引き上げました。
- ・広域柵の再編整備計画の策定費用を支援します。

－移設部分の上限単価－

	電気柵 (1段あたり)	ネット柵	金網柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用	ワイヤーメッシュ柵 上段：イノシシ用 下段：シカ用
直営	74円/m	545円/m	985円/m 1,395円/m	635円/m 975円/m
請負	317円/m	2,055円/m	4,395円/m 6,225円/m	2,365円/m 3,555円/m

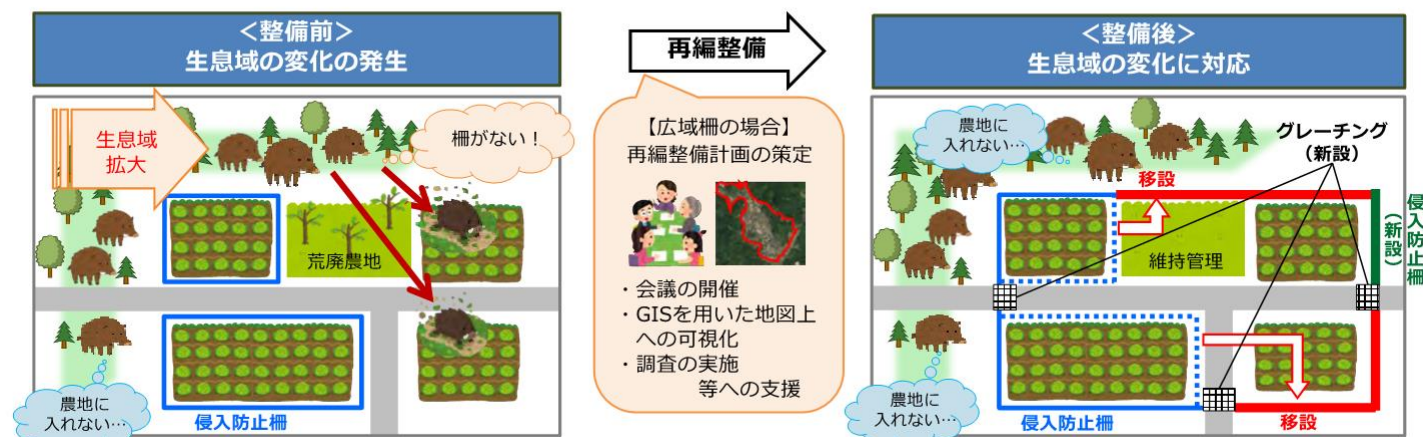
(2) 補助率

- ・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）：**定額**
- ・請負施工の場合：**事業総額の1/2以内等**
- ・広域柵の再編整備計画の策定：**定額（100万円以内）**

注1. 再編整備を実施する柵の総延長（移設する延長）に対する上限単価。資材費は、主に補修に要するものが対象。

注2. 新設部分の支援単価は、新規整備をした場合の上限単価を適用。（P.8を参照）

<侵入防止柵の再編整備イメージ>



侵入防止柵の地際を補強したい！

(1) 支援内容

①既存のネット柵、金網柵、WM柵、②新規整備する電気柵について、地際補強資材の導入を支援し、柵の侵入防止機能の強化を支援します。

(2) 補助率

・直営施工の場合（資材費のみ支援対象）

定額

・請負施工の場合

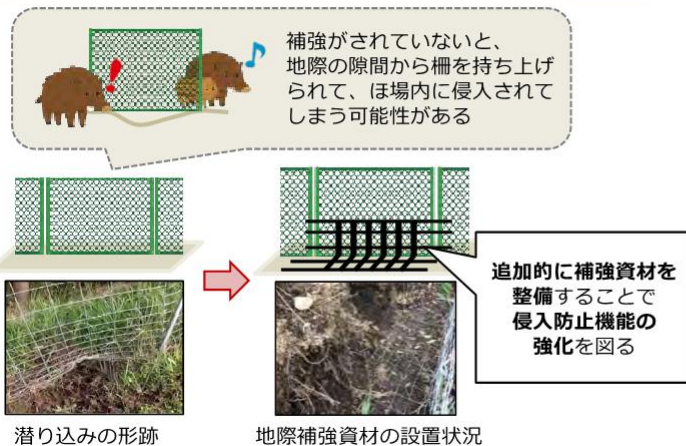
事業総額の1/2以内等

—地際補強資材の上限単価—

	① ネット柵 金網柵 WM柵	② 電気柵
直営	826円/m	254円/m
請負	2,065円/m	673円/m

注、電気柵の地際補強対策は、新たに整備する場合に限定

【既設ネット柵、金網柵、WM柵の地際対策】



【新設電気柵の地際対策】



【要件】

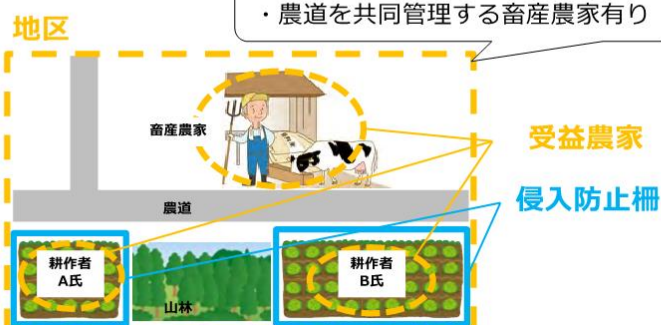
- 【①既存柵に対する支援】
 - R7年度までの措置。
 - R2年度以前に鳥獣交付金により整備した柵であって、残耐用年数が5年以上のものに限定。
- 【②電気柵に対する支援】
 - 鳥獣交付金による新規整備と一体的に実施
 - 柵の残耐用年数にわたり効果を発揮するものとする。

侵入防止柵等の施設整備を行う際に要件はあるのか？

1. 侵入防止柵の整備の実施における受益農家の戸数要件は、原則、受益戸数が3戸以上であること。
※ 3戸未満でも支援が可能な場合があります（「受益戸数の例外」を参照）。
2. 受益農家とは柵を設置する農地の耕作者だけでなく、農地の出し手、水路や農道等の管理に携わる農家、畜産農家、地域計画に基づいて水路や農道の管理を行っている者も受益農家となり得る。
3. 地形等の理由から連続しない柵でも、整備地区全体として受益戸数3戸以上であれば整備可能。

【受益戸数のイメージ（飛び地の場合）】

- ・耕作者2名+畜産農家1名であることから、「受益戸数が3戸以上」の採択要件を満たす。
- ・畜産農家も受益農家となり得る。
- ・地区全体で受益戸数3戸以上となれば、連続しない柵でも整備可能。



【受益戸数の例外】

- ・経営規模、地理的状況等の地域の実情から判断し、3戸未満であっても対策が必要な場合は、地方農政局長等と協議の上、認められた場合は支援が可能。
- 例えば、以下のような事情があり、柵を整備すれば、後背地域を含めた広域の被害が防止されると判断されれば、3戸未満でも支援が可能。

- ①平均の経営耕地面積よりも大きい場合
- ②高収益作物（野菜や果樹等）を栽培している場合
- ③鳥獣の移動経路となっている場合



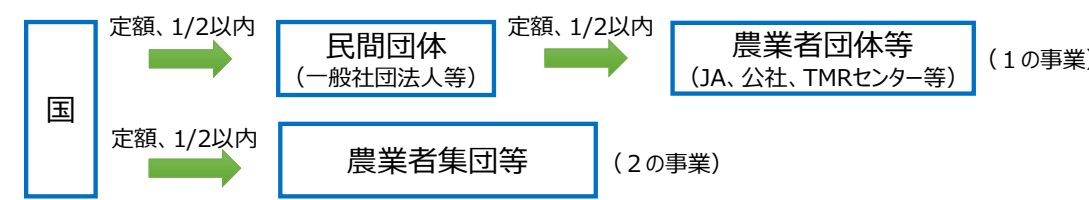
＜対策のポイント＞
飼料作物の生産性向上を図るため、**草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地・飼料畑に改良する技術の現地実証**を支援します。また、中山間地域における飼料作物の生産拡大等に向けて、当該地域での地域の実情を踏まえた「**飼料増産活性化計画**」の作成、**飼料増産活動や活動に必要な機械導入**等を支援します。

＜事業目標＞
飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 草地改良技術等普及対策
- ① 草地改良技術の実証等に対する支援
裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する**草地診断の実施**、高品質かつ高収量な草地や飼料畑に改良する**難防除雑草駆除技術、高位生産草地等転換技術の現地実証**を支援します。
2. 中山間地域飼料増産活性化対策
- ① 飼料増産活性化計画の作成支援
耕作放棄地の増加や農業者の減少が深刻化している中山間地域において「**飼料増産活性化計画**」の作成に必要な**専門家の招へい、現地調査等**を支援します。
- ② 飼料増産活動等への支援
中山間地域における放牧や飼料作物の共同生産などの**飼料増産活動**、これらの**活動に必要な機械導入**を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 草地改良技術等普及対策

【草地診断の実施】

【難防除雑草の駆除】

メドウフォックステイル
除草剤の散布方法等駆除技術を現地実証

【高位生産草地等転換技術】
複数草種の導入による収穫適期拡大
6月 TY: 1番草 OG: 1番草
7月 TY: 1番草 OG: 2番草
8月 TY: 2番草 OG: 2番草
9月 TY: 2番草 OG: 3番草
耐倒伏性品種の導入
(台風による倒伏・折損)
生育が早い麦が雑草を抑制、牧草は麦の下で生育する。
麦類同伴栽培
麦の刈り取り後に牧草が一気に生育する。

高品質かつ高収量な草地・飼料畑への改良

2. 中山間地域飼料増産活性化対策

【飼料増産活性化計画の作成】

【放牧の実施】

【飼料作物の共同生産】

【獣害を受けにくいソルガム】

中山間地域で飼料作物を生産しませんか！

～飼料自給率向上緊急対策事業のうち中山間地域飼料増産活性化対策～



【本事業は中山間地域で行う飼料増産活動を支援する事業です】

事業内容・補助率

飼料増産活性化計画の作成等（補助率：定額）

- 地域における飼料増産のあり方や具体的な活動内容を整理した「飼料増産活性化計画」の作成に必要な専門家の招へい、現地調査、検討会議の開催等に係る経費を助成します。



飼料増産活動の実施（補助率：1/2以内（補助上限10a当たり20千円））

- 以下のような地域に必要な飼料増産活動に係る経費を助成します。

飼料増産活性化機械の導入（補助率：1/2以内）

- 飼料増産活動に必要な農業用機械の購入経費を助成します。



支援対象となる活動事例	補助対象経費
耕作放棄地等を牧草地や飼料畑に転換する取組	植生調査費、施工費、除草剤費、土壌改良資材費、肥料費、種子費など
農地や役務の提供など共同で取り組む青刈りとうもろこしの栽培	農機具（コーンplanter等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費など
試験場の指導を受けて取り組むソルガム新品種を活用したロールバールサイレージの生産	農機具（ロールバラー等）のレンタル費、土壌改良資材費、肥料費、種子費、農薬費、飼料調製資材（ラップフィルム）費等
地域住民の協力の下、集落周辺の点在する休耕地を活用して取り組む黒毛和種繁殖牛の放牧	電気牧柵、給水設備、移動式スタンション、アブトラップ等の設置費、牧草の追播経費、放牧牛の疾病検査費など
飼料畑に獣害防止柵を設置する取組	獣害防止柵の設置費
上記活動に必要な農業用機械の購入	<補助対象機器> ブロードキャスター、コーンplanter、フォーレージハーベスター、ロールバラー、ラッピングマシンなど



それぞれの事業の具体的な公募情報はMAFFアプリを参照してください。



Android



iOS

アプリのダウンロードはこちら
タップ



要綱・要領はこちら
クリック

支援対象者（事業実施主体）

農業者3戸以上からなる農業者集団（※）、農協、農事組合法人、特定農業団体（集落営農組織）、公社など ※代表者の定めがあり、組織運営に係る規約を有すること。

主な要件

- 活動が地域振興5法等の指定地域の農地等で実施されること。
- 各事業実施主体当たりの活動を行う農地等の合計面積が1ha以上10ha未満であること。
- 活動を行う農地等が傾斜地※又は30a未満の小区分地を含むこと。

※田で1/100以上、田以外で8度以上

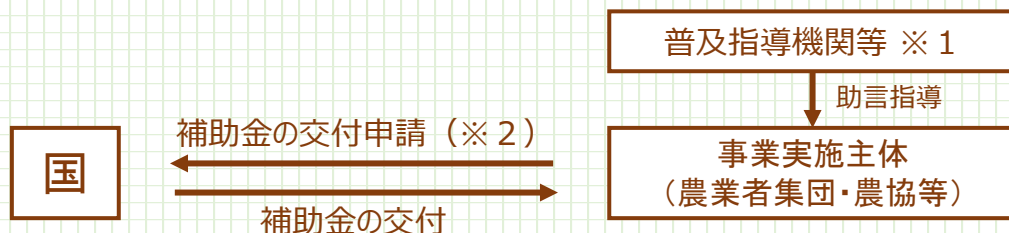


試験場などが推奨する新しい栽培方法や新品種の導入についても支援対象となります。

他事業との重複

水田活用の直接支払交付金及び畑作物産地形成促進事業の対象となっている農地で行われた活動は支援対象となりません。また、他の補助事業による助成を受ける費用についても支援対象となりません。

事業の流れ



※1 都道府県試験場・農業普及指導センター、(国研) 農研機構及び(独) 家畜改良センター

※2 申請先は地方農政局等

問合せ先

<メール送信時には★を@に置き換えてください>

最寄りの地方農政局等、又は農林水産省飼料課にお問い合わせください。

農林水産省畜産局 飼料課	03-6744-2399 <jikyu-kobo★maff.go.jp>	東海農政局畜産課	052-223-4625 <tokai_chikusan_info★maff.go.jp>
北海道農政事務所 生産支援課	011-350-7656 <rakuchiku_hn★maff.go.jp>	近畿農政局畜産課	075-414-9022 <kinki_chikusan_siryo★maff.go.jp>
東北農政局畜産課	022-221-6198 <tohoku_chikusan_info★maff.go.jp>	中国四国農政局 畜産課	086-224-9412 <tikusan_ka.chushi★maff.go.jp>
関東農政局畜産課	048-740-0027 <tikusan_kanto★maff.go.jp>	九州農政局畜産課	096-300-6279 <kyusyu_chikusan★maff.go.jp>
北陸農政局畜産課	076-232-4317 <tikusan_hokuriku★maff.go.jp>	沖縄総合事務局 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653 <okinawa_chikusan.v4f★ogb.ca o.go.jp>